

豊島区の現状に合った循環型社会を
構築するための具体的施策について

答 申

平成25年9月5日

豊島区リサイクル・清掃審議会

目 次

はじめに	1
第1部 区の現状について	
1. 区をとりまく状況	3
(1) 国の方針及び区をとりまく環境の変化	
(2) 上位計画と区における3Rの目的	
2. 区の排出の現状と課題	5
(1) ごみの排出の現状と課題	
(2) 資源回収の現状と課題	
3. 区の地域特性	9
(1) 23区の中での豊島区	
(2) 地域の多様性	
(3) 地域資源	
第2部 具体的施策の方向性	
1. 目指す循環型社会へ向けた4つの視点	12
(1) 社会的な負担の最適なバランス	
(2) リデュース・リユースでの地域の取り組みの拡大と推進	
(3) 市場を通じた民間中心のリサイクル	
(4) 安全安心を確保した循環型社会の形成	
2. 具体的施策の方向性	14
(1) リデュース・リユース施策の方向性	
(2) リサイクル施策の方向性	
(3) 一人ひとりの取り組みを進めるしくみづくり	
3. 目標や指標による取り組みの推進	21
おわりに	22

はじめに

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、特別区が基礎的自治体として位置づけられたことに併せ、清掃事業が東京都から特別区に移管された。

一方で、平成 15 年には特別区長会で「中間処理については、平成 18 年度以降も東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行う」ことが確認されたことにより、区が収集・運搬を、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理を、同組合が東京都に委託する形で最終処分を行っている。

平成 17 年には特別区長会で「23 区で、廃プラスチックサーマルリサイクルを平成 20 年度に本格実施する」ことを了承し、区においても平成 20 年 10 月からの本格実施に伴い、それまで不燃ごみとしていた廃プラスチック、ゴム、皮革を燃やすごみとして回収することに併せ、不燃ごみという分別名称を金属・陶器・ガラスごみに変更し、収集回数を週 1 回から月 2 回に変更した。これにより金属・陶器・ガラスごみの収集量が大幅に減少し、最終処分場の延命化に寄与するとともに、中間処理についても安定的な稼働を確認している。

また、区は他区にさきがけ平成 7 年からパイロットプランとして 7 品目 9 分別の資源回収を開始し、平成 14 年には 8 品目 12 分別に拡大した新パイロットプランの実施を経て、平成 20 年に廃プラスチックサーマルリサイクルの実施に併せ、回収回数を隔週から毎週に倍増させる新資源回収を実施することで、リサイクルの充実を図ってきた。

区のリサイクル・清掃事業はこのような転換期を経てきたものの、分別変更などの区民生活へ与える影響も落ち着きを見せるなかで、安定的な廃棄物処理が維持されている。

これらを背景に、豊島区リサイクル・清掃審議会は、平成 23 年 9 月 12 日、区長から「豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策について」諮問を受けた。

国においても平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」で、これまでのリサイクルの量に着目した取組に加えて、質を向上させることや、リサイクルに比べ高い優先順位に位置付けられる 2R（リデュース・リユース）¹の充実を図ることなどを方針として掲げており、これまでの方向性をさらに推し進めた形での循環型社会像を提示している。

区においても「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り持続

¹ 発生抑制（リデュース：Reduce）再使用（リユース：Reuse）再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとった用語 3R のうち、優先度の高い発生抑制と再使用を指す用語。

可能な循環型社会を形成するためには、生産・消費・廃棄という一連の流れを環としてとらえ、それぞれの局面でごみ減量と資源の有効利用を促進する必要がある。そのためには、これまでの区のリサイクル・清掃事業の経緯や23区の特異性といった事情のみならず「豊島区らしさ」に配慮した施策立案がなされるべきである。

本審議会では「豊島区らしさ」を基本に、区が目指すべき循環型社会のあり方を検討してきた。区においては本答申の趣旨を踏まえ、豊島区に合った循環型社会形成に向け具体的な施策立案が円滑になされるよう期待する。

第1部 区の現状について

1. 区をとりまく状況

(1) 国の方針及び区をとりまく環境の変化

第三次循環型社会形成推進基本計画では、2Rの課題として「食品ロスの削減」「リユース市場の構築と拡大」「事業者による環境配慮行動」「環境教育の推進」、循環資源の利用の課題として「リサイクルの品質向上と費用の低減」、安全安心の確保の課題として「大規模災害時での処理体制の確保」「有害物質の処理」、地域循環圏の高度化の課題として「適正規模での地域循環のしくみづくり」を挙げたうえで、国、自治体、国民、NPO、教育機関、製造業者、排出事業者等、各主体の連携強化が必要であると、自治体にはコーディネーターとしての役割を強く求めている。

また、具体的な取り組みとしては循環型社会の「質」に着目し「2Rの推進」「使用済製品からの有用金属の回収」「水平リサイクル²の定着」「有害物質の適正処理」を始め、環境産業の育成や環境教育等の推進と的確な情報提供等を掲げ、第二次計画よりさらに踏み込んだ計画としている。

区においても既に教育機関やNPOを始めとした新しい公共の役割の増大が見られるとともに、それらを支える情報ネットワークの進展等もある。このような環境にあって、一人ひとりの行動を広め、深めるしくみを構築するために、区は情報を正しく効果的に伝えるとともに、各主体の連携の促進の重要性を認識することが必要である。

(2) 上位計画と区における3Rの目的

豊島区基本計画（平成18年策定）では豊島区基本構想（平成15年策定）が掲げる「未来へひびきあう人 まち・としま」の実現を目指しており、地域経営の方針の第一には「参加と協働のまちづくりに関する方針」を掲げ、地域区民ひろばの推進や地域協議会の設置に向けた検討など、住民自治と協議のしくみづくりを進めることとしている。清掃・リサイクル分野では「ごみ減量・リサイクルの推進」を重点施策として位置づけ、新パイロットプラン事業（現新資源回収）の推進や、集団回収事業の推進等を掲げている。

また、豊島区基本計画の実施計画として、都市経営・行政経営の具体的戦略

² 品質の低下を伴わず、同種の製品に再生できるリサイクル。

を示す豊島区未来戦略推進プランを定め、「地域ビジョン」に基づき、区内を東部・北部・中央・南部・西部の 5 地域に分け、地域別事業計画を立てている。

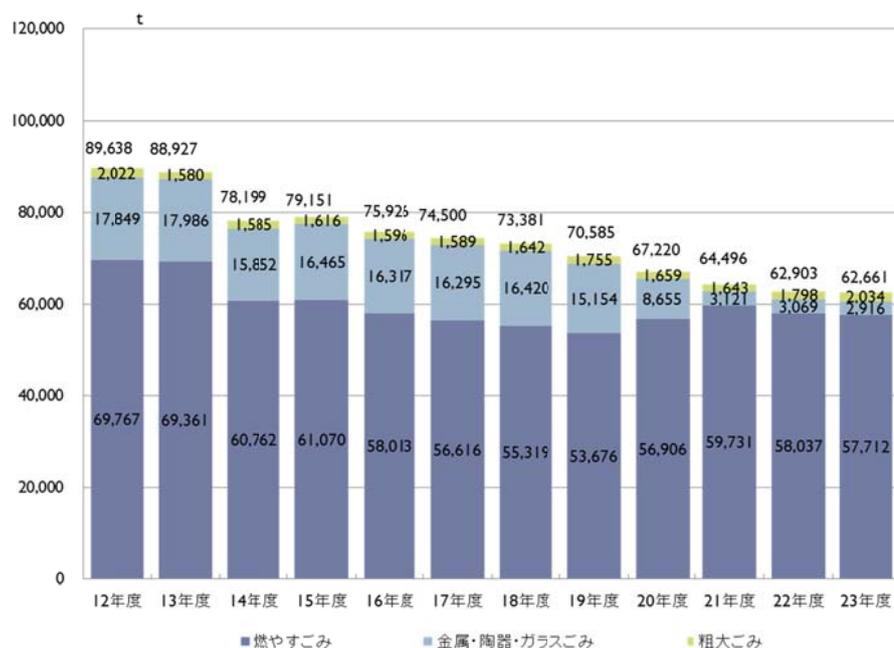
さらに、豊島区基本計画に対しての分野別計画として、豊島区環境基本条例（平成 20 年制定）に基づいた環境基本計画（平成 21 年策定）を定め、目指す環境都市像として「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市」を掲げ、低炭素社会に向けた方向性等を示しているほか、各主体の連携・協働の推進による環境ムーブメントの展開を謳っている。清掃・リサイクル事業分野については、資源回収の充実や各主体の参加しやすい仕組みづくりなどを掲げ、具体的な方向性については、個別計画である一般廃棄物処理基本計画に反映している。

区は、これら各種計画も踏まえながら、今後の循環型社会のあり方を検討する必要がある。とりわけ 3R については、まずリデュース、次いでリユース、やむを得ず不要になったものはリサイクルという優先順位を徹底することで、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からいかに転換を図るかを主眼としつつ、生産・消費・廃棄それぞれの局面でのごみ減量と資源の有効利用が達成された豊島区ならではの循環型社会を形成すべきである。

2. 区の排出の現状と課題

(1) ごみの排出の現状と課題

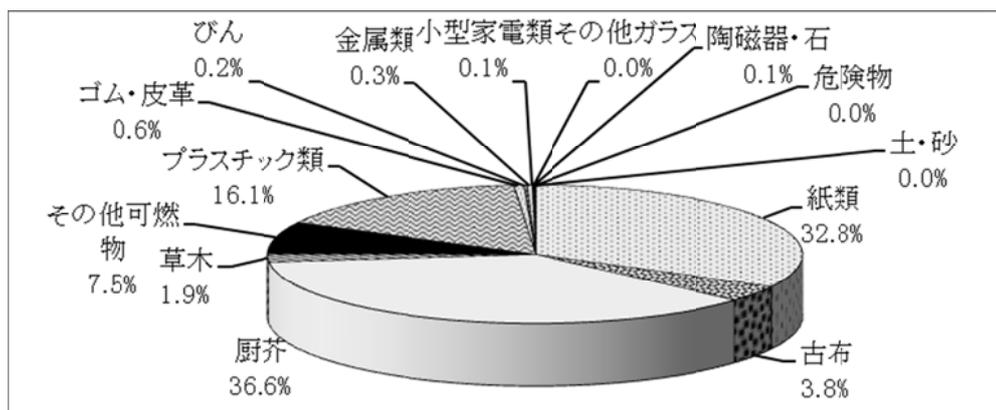
平成 23 年度の区収集ごみ量は燃やすごみが 57,712 トン、金属・陶器・ガラスごみが 2,916 トン、粗大ごみが 2,034 トンで合計 62,661 トンであり、平成 15 年度以降減少傾向が続いている。



図表 1 区収集ごみ量の推移

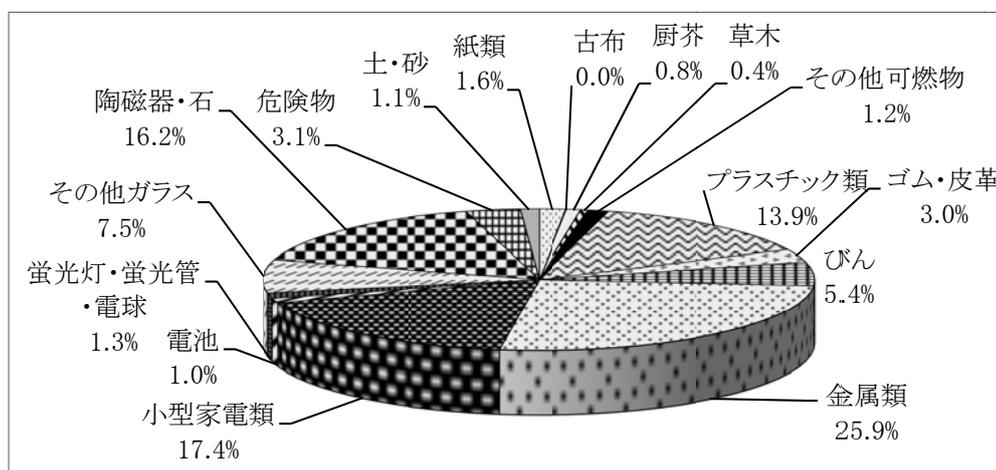
※「金属・陶器・ガラスごみ」は、平成 20 年 10 月のサーマルリサイクル開始以前は「不燃ごみ」として、資源でないプラスチック、ゴム、皮革も含む排出量

平成 23 年度家庭ごみ排出実態調査では、燃やすごみの組成割合は主なもので、生ごみ 36.6%、紙類 32.8%、プラスチック類 16.1%であった。また、金属・陶器・ガラスごみの組成割合は主なもので、金属類 25.9%、小型家電類 17.4%、陶磁器・石 16.2%、プラスチック類 13.9%となっている。



図表 2 燃やすごみの組成割合（平成 23 年排出実態調査）

※小数点第 2 位を四捨五入



図表 3 金属・陶器・ガラスごみの組成割合（平成 23 年排出実態調査）

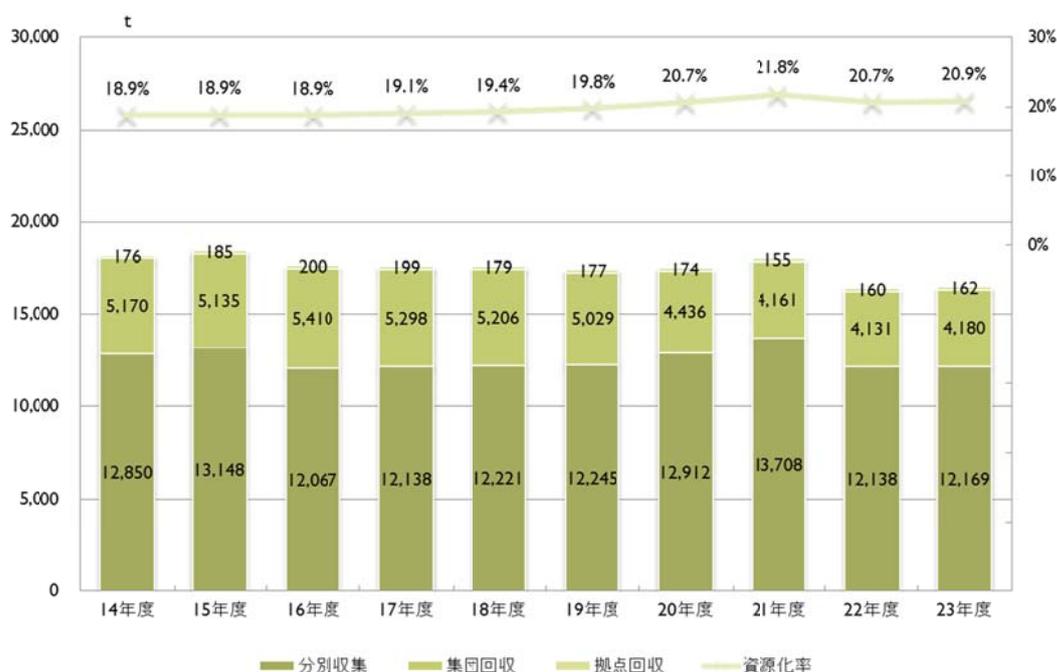
※小数点第 2 位を四捨五入

一般廃棄物処理基本計画においては、平成 35 年度までに一人一日あたりのごみ量を半減するとしており、平成 24 年度では、目標の達成が見込まれるペースで減量しているものの、ごみの減少傾向が区民のライフスタイルの変化を反映したものか、景気動向を反映したものかの判断は難しく、今後も注視していく必要がある。

一方で平成 24 年度の環境省の環境にやさしいライフスタイル実態調査によると日常において「できるだけごみを出さないようにする」との回答が 75% を超え、着実に 3R がライフスタイルとして定着してきたことがうかがえる。このような取り組みを後退させないためにも区は積極的に啓発を行っていくべきである。

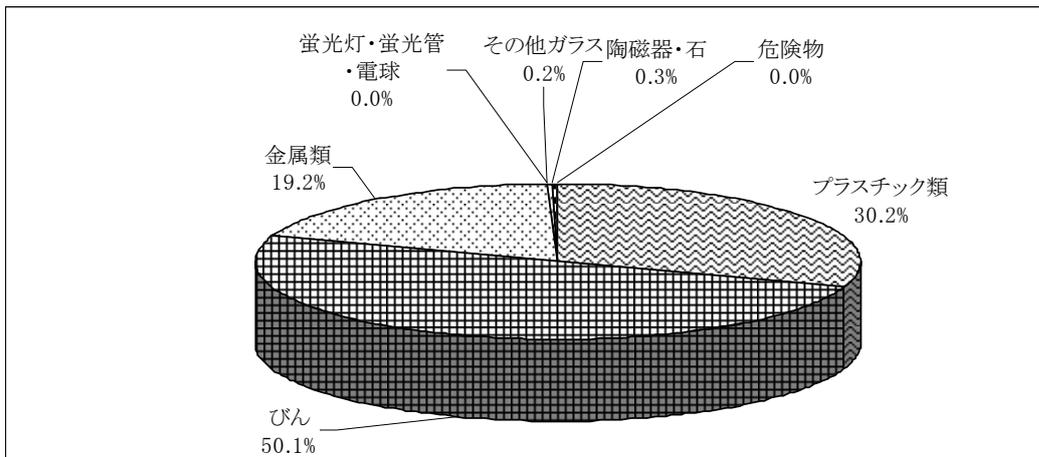
(2) 資源回収の現状と課題

平成 23 年度の資源回収量は、区の分別回収 12,169 t、集団回収 4,180 t、拠点回収 162 t であり、平成 21 年以降若干減少しているもののほぼ横ばいである。また、資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除した資源化率についても平成 23 年度は 20.9%と横ばい傾向が続いているものの、資源として出されたものの組成割合（図表 5 及び図表 6 参照）をみると、分別品目以外の混入はほとんど見られず、資源として出されるものの状態は非常に良いと言える。



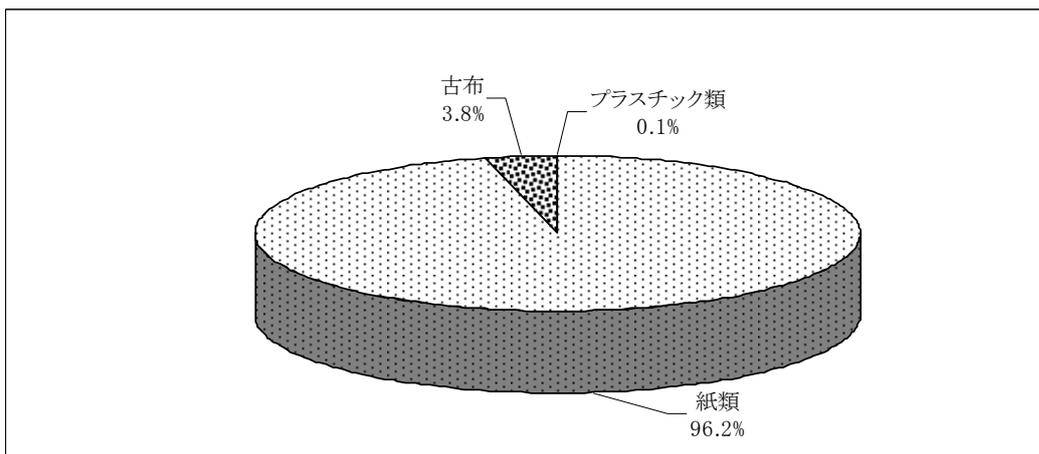
図表 4 資源回収量及び資源化率の推移

一般廃棄物処理基本計画においては、平成 35 年度までに資源化率を倍増するとしているが、平成 24 年度では、目標達成を大幅に下回るペースとなっている。ただし、国の循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルの質についてこれまで以上に高い水準を求められているなかで、単純に資源化率の向上を目指すのではなく、リサイクルにかかる費用や、分別等の区民の負担感といった社会的な費用、及びリサイクル後の再生品の質の高さを含め、リサイクルのあり方そのものを検討する必要がある。



図表5 資源（びん・かん・プラスチック類）の組成割合（平成23年排出実態調査）

※小数点第2位を四捨五入



図表6 資源（古紙・古布）の組成割合（平成23年排出実態調査）

※小数点第2位を四捨五入

3. 区の地域特性

(1) 23 区の中での豊島区

区の単独世帯比率は平成 22 年国勢調査では 61%と 23 区内でも 3 位の水準であり、単独世帯人員は 101,067 人で総世帯人員数の約 36%を占める。また、13km²という 23 区中 6 番目に狭い区域内に 26 万人以上の人口を抱えており、人口密度は全国 1 位の水準である。加えて、5 年間で人口の約 3 割が移動するほど人口移動が激しく、また、外国人人口の割合が高いのも特徴である。居住形態に目を向けると、国勢調査では戸建て住宅に居住する世帯割合は約 22%にとどまり、3/4 以上の世帯は共同住宅に居住している。さらに、23 区と比較すると 6 階建て以上の高層の共同住宅に居住する世帯比率が低く、相対的に小規模な共同住宅に住む世帯が多い。

加えて、区を中心に位置する池袋駅は一日の平均乗降客数が約 250 万人と、新宿駅、渋谷駅に次ぐ規模である。

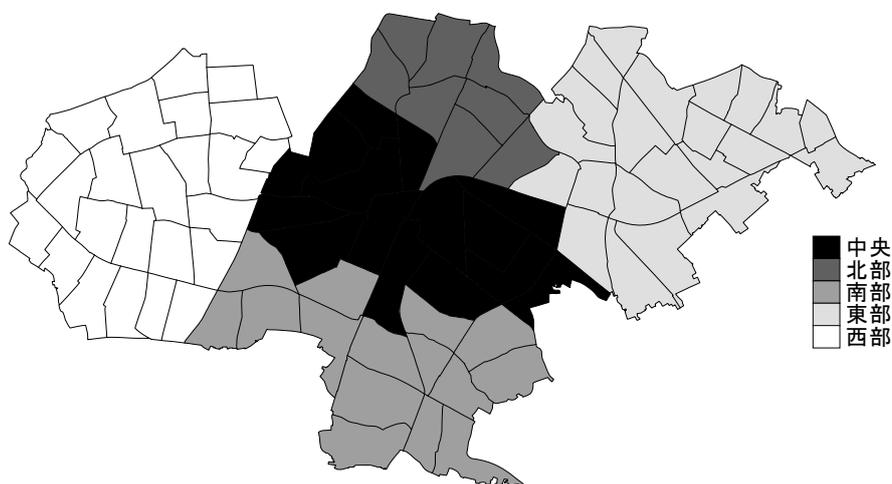
このように区は、都市としての性格と住宅地としての性格を合わせ持っており、これら両面からの働きかけが重要である。

(2) 地域の多様性

未来戦略推進プランでは区を 5 つの地域に分割し地域特性の分析を行っており、本審議会においても、この 5 地域をもとに、住民基本台帳及び外国人登録者数（平成 24 年 1 月 1 日）、平成 22 年国勢調査、平成 19 年事業所統計等のデータを整理した。巨大ターミナル駅池袋を抱える中央地域は、区内でも昼夜間人口比率が抜きん出て高く、商業活動が活発な地域であり、外国人人口割合も高い。東部地域は、大塚駅、巣鴨駅、駒込駅と JR 山手線の駅を 3 駅抱え、中央地域に次いで事業活動が活発である一方、単独世帯の割合や若年層の割合が低く、暮らしと商業の距離が近い。西部地域はファミリー層の割合が最も高く、5 年間の常住者の割合も高いという特徴に加え、外国人人口割合は最も低く、また 5 階建て以下の低中層の共同住宅の割合が高い。北部地域は人口密度及び 5 年間の常住者の割合が最も高い。

このように区を小地域に分けて分析することで、区には様々な顔があることを再認識するとともに、豊島区全体の特性をより明確に把握することができる。施策を立案する段階で、細かい地域特性に着目しすぎることは、施策の視野を狭める危険性もあるものの、施策を具体的に推進する段階においては、それぞれがどのような地域であるかを把握し、地域に合った方法で施策

を展開ことが望ましい。



未来戦略推進プランにおける5地域分割

(3) 地域資源

区には 129 の町会・自治会があり、地域コミュニティの基盤として、集団回収や美化活動等の自主的な取り組みを展開してきた。また、地域に根差した商業活動も古くから活発で、おばあちゃん原宿として知られる巣鴨地蔵通り商店街をはじめ、74 の活気のある商店街・商店会が存在し、イベントの開催等、地域に即した活動を行っている。

池袋という巨大なターミナル駅を中心に大規模商業施設が集中していることも区の大きな特性である。大規模商業施設は区の3Rの取り組みを展開する上で欠かせないプレイヤーであり、家電量販店での使用済み家電の引き取りや、百貨店での簡易包装の推進など様々な取り組みが進められている。

文化の面では、区には、学習院大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学という個性豊かな大学が立地し、「街全体をキャンパスに！」というコンセプトに基づき、区と連携・協働に関する包括協定を締結している。

また、近年では区民・事業者一人一人が自主的にごみ減量に取り組む環境が整いつつある。東京都の資料によると、平成24年末現在、豊島区内に事業所を持つNPO法人数は249ある。区としても、地域活動の拠点として区民ひろばの整備を進めており、現在、小学校区ごとに区民ひろばを設置し、地

域住民、地域団体等による運営協議会の自主運営のもと、地域ごとに特色のある取り組みが行われている。

これらは全て、区において、区民や事業者が長年培ってきた地域における資源である。施策の立案に際しては地域資源を併せて考えることで、地域の強みを活かした施策展開が可能となる。

第2部 具体的施策の方向性

1. 目指す循環型社会へ向けた4つの視点

(1) 社会的な負担の最適なバランス

日々排出されるごみは、そのままでは衛生的な環境悪化や有害物質による汚染などをもたらすため、社会全体で負担すべきものである。豊島区に合った循環型社会の形成にあたっては、区民や事業者それぞれがごみを排出する主体としての責任を正しく認識しながら、どのように負担を分かち合い、減少させていくかが重要である。

これまでは、主に区民や事業者が分別排出に協力するとともに、税を通じて間接的に費用を負担してきたが、その費用が見えにくいことが課題であった。そのため、より直接的な排出者責任の徹底という形で、ごみ有料化を導入する動きも多く見られる。

一方で、区民や事業者一人ひとりの自発的なごみ減量の取り組みや、適正処理を支える分別への協力は、資源の有効利用や処理処分費の削減に貢献し、社会的な負担を減少させる有効な手段である。また、生産者は自らの責任を製品の使用後にまで拡大する、拡大生産者責任を徹底する必要がある。とりわけ新しい公共の役割増大など、自主的な活動を進める環境が整いつつある中で、ごみ減量に精神的、物質的両面からメリットを感じることで、生活の豊かさにつながるような動きが生まれつつある。そのため区は、ごみ処理に掛かる負担とごみ減量のメリットの両面を伝えながら、最適な施策のバランスを図る必要がある。

(2) リデュース・リユースでの地域の取り組みの拡大と推進

リデュース・リユースにおいては、買い物における容器包装の減量や過剰消費の是正、生ごみの水切り等、まさに一人ひとりの取り組みが直結するところが大きく、このような取り組みを広めるとともに深めるしくみを構築する必要がある。

地域においては、日常生活における不用品の交換や地域通貨の試みなど具体的取り組みが既に進められているところであり、今後は地域それぞれの強みを活かしながらこれらの取り組みを拡大・発展させていく必要がある。そのため区は、「メリット等を効果的に伝え、無理なく楽しく取り組みを進める」「既にある取り組みや拠点を活用するとともに、地域資源を役立てる」「地

域のつながりを基にしたネットワークを構築する」の3つを大きな方針の柱としつつ、コーディネーターとしての役割を積極的に担っていくべきである。

(3) 市場を通じた民間中心のリサイクル

リサイクルは、びん・かん、古紙といった古くから有価で取引されていた資源を、市場経済の中で循環させることで成り立ってきた。これに対し行政は、市況の暴落やごみ減量推進、資源の有効利用等の理由から、民間によるリサイクルの一部を補う形で資源回収を開始、継続してきた経緯がある。また近年は、プラスチックや廃小型家電等についても、ごみ減量や資源の有効利用などの観点から、行政主体で回収がなされている。

このように、びん・かん、古紙等は、市場を通じ民間中心で回収・処理がなされることが望ましいものの、プラスチックや廃小型家電等は現状では有価で取引される状況にはなく、民間だけで回収や処理を行っていくことは難しいため、費用対効果を考慮しつつ区でも回収や処理を行っていく必要がある。

一方で、一部スーパーマーケット等では食品トレーを店頭回収するなど自主的な回収や処理の動きが見られることに加え、池袋周辺に多く集積する家電量販店等においても、家電の引き取りなどの取り組みが進められている。民間の活力を区の施策に効果的に取り入れるためにも、このような豊島区ならではの地域特性を積極的に活用しながら、将来的には民間市場での回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図る必要がある。

(4) 安全安心を確保した循環型社会の形成

豊島区に合った循環型社会を形成するためには、区民の健康や環境への影響に十分配慮しなければならない。加えて、東日本大震災を契機として、区民の安全安心に関する意識が、かつてなく高まっていることも踏まえ、安全安心を確保しつつ循環型社会の形成を進めるべきである。

リサイクルを始めとした廃棄物処理においても、衛生的な処理や有害物質等についての適正処理は、区が果たすべき重要な役割の一つであり、衛生処理や適正処理を通じた、清潔で安全安心なまちづくりを、セーフコミュニティの形成につなげていく必要がある。

また、安全安心を徹底するためには、製品の生産段階において有害な物質が含まれないよう環境配慮設計の促進を図る拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、区は国を通じて必要な制度設計がなされるよう働きかけを行うことが重要である。

2. 具体的施策の方向性

(1) リデュース・リユース施策の方向性

①新しい情報メディアの活用

フェイスブックに代表されるソーシャルネットワークサービスやツイッターといった新しい情報メディアは、低予算で不特定多数に情報発信が可能であるため、とりわけ若い世代の利用が多く波及効果も高い。ごみの減量には、買い物から消費、ごみ捨てといった、一連の生活のなかで取り組みを増やすことが大切であり、生ごみの水切りやエコクッキング³ など減量効果が高い一人ひとりの取り組みを、より多くの区民や事業者に広める必要がある。そのため、このような新しい情報メディアの積極的な活用は、その効果を広範囲に伝える新たな可能性の一つである。

反面、これら新しい情報メディアは、利用者の目に留まるものでなければ閲覧されない傾向にあることから、区は、学生の柔軟な発想やNPOのノウハウ等を積極的に取り入れた周知の方法を検討することが必要である。



図表7 他自治体事例（生駒市ごみ半減会議）

②地域拠点の活用

区では、年齢や使用目的によって利用に制限のあった既存施設を、小学校区を基礎的単位とした区民ひろばとして、地域コミュニティの視点から再編し、地域の多様な活動の拠点として活用している。

3 「買い物」「料理」「片づけ」の一連の流れを通して環境にやさしい食生活を送ること。

区民ひろばでは、乳幼児から高齢者まで世代を越えた交流がなされており、ごみ減量に向けても、エコクッキング等の自主的な取り組みや、乳幼児を育児中の母親同士によるベビー用品の交換といったリユースの取り組みなどが既に行われている。

区としては、区民ひろばをリデュース・リユース推進の拠点として位置づけたうえで、これらの自主的な取り組みが、地域と連携したごみ減量の講座やエコクッキング等の体系的な開催につながるよう、情報を効果的に周知するなどのしくみを構築すべきである。

また、区民ひろばにとどまらず、調理設備の無い施設を補完する形での小中学校及び地域文化創造館等の活用や、乳幼児を育児中の母親支援施設である東部・西部子ども家庭支援センターの情報拠点としての活用など検討が必要である。地域では、近隣大学と小学校が連携した食育教育など、地域と教育機関が自主的に連携を図る取り組みがなされており、リデュース施策の推進にあたっては、このような取り組み事例を参考にすることが望ましい。



図表 8 区民ひろばでの活動風景

③事業者との連携

リデュース・リユースの推進にあたっては、家庭の中でのごみ減量のみならず、事業者の果たすべき役割が大きい。事業者は排出ごみ量の減量という責務を果たすだけでなく、買い物を接点として消費者へごみ減量を働きかけることも重要である。

生ごみの減量にあたっては、水切りの方法やエコクッキングレシピ等の情報を、効果的に伝えることが必要であり、商店街での買い物客とのやりとりの中や、スーパーマーケットの食料品売り場などで、冊子等を配布するなど、積極的な取り組みが期待できる。

また、紙やプラスチック製品のうち、日々の生活の中で減量しやすいものは主に容器包装であるため、流通・販売事業者の取り組みが不可欠である。京都市や横浜市等多くの自治体では、地域の企業と協定を締結し、取り組みに対しての顕彰を行うことで、各企業が減量項目や減量目標を共有し、レジ袋削減等につなげている。

区においても、スーパーマーケットや商店街を始めとした多くの店舗でエコポイント付与の動きが見られることから、区に合った形での協定締結が、レジ袋削減やマイ箸持参運動の促進等の自主的な取り組みにつながるよう、事業者側のメリットも考慮しつつ、あり方を検討する必要がある。

④区の既存施策のさらなる展開の可能性

リデュースの分野において、区は国の3R推進月間に合わせ、区民から募集したマイバッグを区庁舎1階ロビーで展示し、来場者の投票により優秀者を表彰するコンテストを行っている。現在でも多くの来庁者の目に留まり、アンケート等でも好評が寄せられているが、このような区民の取り組みを一過性で終わらせることなく、コンテスト優秀者による講座等の検討が必要である。

また、使い捨て食器の減量のため、区民ひろばで開かれるイベントやサークル活動に対して、リユース食器の貸し出しを行っている他、地域の大規模な祭り等に対しても、NPOを通じ、洗浄せず返却できる（貸し出し元洗浄）リユース食器の貸し出しを行っている。区主催のイベント等においてもリユース食器を積極的に活用し、より一層利用が進むよう普及啓発に努めるべきである。

リユースの分野では、広報としまによる周知等、フリーマーケットの実施団体を支援する方策を行っている。地域ではフリーマーケットがリユース活動だけでなく、若年層とシニア層を繋ぐ情報交換の場としても活用されていることから、国内有数のターミナル駅である池袋駅を抱え、外国人居住者が多い区の現状を考慮した支援のあり方を検討する必要がある。

また、収集した粗大ごみの中から状態の良い家具等を選別・修理し、豊島リサイクルセンターで無償提供しており、より一層利用が進むようリサイクルセンターを、リユースをテーマとした地域の交流拠点と位置づけることが望ましい。

(2) リサイクル施策の方向性

①プラスチック

国は第三次循環型社会形成推進基本計画において、リサイクルの「質」を重視し、品質の低下を伴わない水平リサイクルの推進を掲げている。

区は現在、区民に分かりやすく、汚れの少ない回収品目により、質の高いリサイクルを目指すため、ボトルタイプのプラスチック（シャンプー容器等）、食品トレイ、ペットボトルを回収している。これは、国の方向性とも合致しているものの、ボトルタイプのプラスチック及び食品トレイは、6割以上がごみとして排出されていることが推測され、これまで以上に広報・周知による分別の徹底を図る必要がある。

	燃やすごみ	金属・陶器・ ガラスごみ	資源	合計
フィルム・チューブ等	4,003 (98.9%)	45 (1.1%)		4,048 (100%)
ペットボトル	211 (14.4%)	16 (1.1%)	1,234 (84.5%)	1,461 (100%)
ボトル類	384 (66.2%)	18 (3.0%)	178 (30.8%)	579 (100%)
発泡トレイ類	176 (63.9%)	0 (0.0%)	100 (36.1%)	276 (100%)
カップ・パック類	1,010 (99.0%)	10 (1.0%)		1,020 (100%)
プラスチック製容器包装合計	5,784 (78.3%)	89 (1.2%)	1,511 (20.5%)	7,385 (100%)
容器包装ではないプラスチック類	2,980 (92.1%)	257 (7.9%)		3,237 (100%)
プラスチック類合計	8,764 (82.5%)	346 (3.3%)	1,511 (14.2%)	10,621 (100%)

図表9 プラスチック類の種類別排出量の推算（第2回審議会資料）

※資源回収量は平成22年度区回収実績、ごみ収集量は平成22年度排出実態調査をもとに推算

また、プラスチック製容器包装の全種類の回収は、CO₂排出等による環境負荷の低減が図られるものの、経費の増大に加え、多種多様な製品が回収されることによる再生品の品質低下をもたらすなど、課題も多いことから、引き続き慎重に検討することが望ましいと言える。

これに加え、スーパーマーケットをはじめとした小売店では、自主的に店頭回収の取り組みが進められており、区としてもこのような取り組みを促進すべく、広報・周知の徹底を行うべきである。

②生ごみ

平成 23 年家庭ごみ排出実態調査によれば、生ごみは燃やすごみの 3 割強を占めており、生ごみのリサイクルはごみ減量の効果が非常に高い。一方で、生ごみは腐敗しやすく、悪臭の原因となるほか病原菌の発生源となりやすいこともあることから、リサイクルにあたっては特段の配慮が必要である。

たい肥化は、農地の少ない豊島区では需要が少なく、大規模な事業化は、区の特性からもそぐわないものの、家庭においても取り組みやすく、環境意識の醸成につながるため、意義が大きいと言える。

また、生ごみを大量にリサイクルする手段として、メタン発酵によるバイオガス発電があるが、区内での建設用地の確保が困難であることなど課題も多く、現状では動向を見守りながら将来的な課題として検討を継続すべきである。

加えて、池袋駅周辺に飲食店が多く集積する区の特性からは、事業者から排出される生ごみの一層の減量が求められる。食品リサイクル法による報告義務のない小規模飲食店等についても、相当量が区の収集へ排出されていることが予想されることから、調査等により排出実態を把握しながら、減量や資源化の方策を検討すべきである。

③紙類

区では現在、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、厚紙製の箱、包装紙を資源回収品目として定め、それぞれ紐で十字に縛って出すこととしているが、厚紙製の箱及び包装紙のほとんどが、ごみとして出されている実態がある。この大きな要因としては、十字に縛る等の排出方法が、区民にとって負担となっていることが考えられることから、これら品目については、不要な紙袋にまとめて出せるといった負担の軽減につながる出し方を検討すべきである。

また、区民による自主的な資源回収運動として歴史のある集団回収は、良質な資源を回収できるだけでなく、ごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化にも役立っている。また、紙類資源の回収への寄与度が大きいことから、引き続き集団回収を有用な回収方法と位置付ける方向が望ましい。

一方で、主に町会を基礎単位として発展してきた集団回収にとって、町会加入率の低下や区民の生活様式の多様化は大きな課題である。区は平成 20 年から一定規模以上のマンションを新たな集団回収の参加主体と位置付けており、今後さらに、小規模なマンションの参加を可能にするなど、生活様式に合わせた参加が容易になるよう検討を進めながら、地域の特性や状況に合わせて行政

回収との統合や調整を行っていくことが重要である。

加えて、多くの事務所が集まる豊島区では、家庭だけでなく、事業者も積極的に紙類の減量に努めなければならない。オフィスから排出されるシュレッダーや小売店から排出される段ボール等事業所から出される紙ごみは、相当量を占めると予想されることから、民間収集事業者への回収移行を進めながら民間同士での適正なリサイクルの促進を図る必要がある。

④金属

平成 25 年 4 月、使用済小型家電等の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律⁴」が施行された。市区町村は適正な回収に努めることとされているものの、回収品目や回収方法は任意とされている。区においても本年 3 月より、粗大ごみ中継所において選別したうえで、資源化事業者に引き渡す、いわゆるピックアップ方式を試験的に開始している。

また、池袋駅周辺には家電量販店等が多く集積しており、既に一部では自主的な小型家電の店頭回収の取り組みが見られる。区の特性を活かしながら、民間事業者の取り組みをより一層促進するためにも、これらの回収ルートについて活用を進めるべきであり、多方面の動きをにらみつつ、今後の方策を積極的に検討すべきである。

⑤有害廃棄物

現代の区民生活においては、多種多様な物質が便利さをもたらしている一方、人の健康や環境への影響が懸念される有害な物質も少なくない。生産、消費、廃棄といった様々な局面で材料や製品として利用・処分されることから、区の循環型社会の形成のためには、各局面において適正に処理処分されることが求められる。そのために区は、有害物質等を含む製品や廃棄の際の分別方法などを正しく周知することで、適正処理の徹底を図ることが重要である。

区では、家庭から多く排出される水銀含有製品については、安定的な処理ルートが存在することから、蛍光管のボックス回収を開始している。水銀含有製品の他に適正処理が不十分である可能性が認められる製品については、引き続き新たなスキームを含めた検討が必要である。

⁴ 金、白金等の希少金属が多く使用されているにもかかわらず、大部分がそのまま廃棄されている小型電子機器等の適正な再生利用を定めた法律。略称「小型家電リサイクル法」。

(3) 一人ひとりの取り組みを進めるしくみづくり

リデュース・リユースにおいては、日々の生活の中での地道な取り組みが、積み重なって大きな成果となるため、一人ひとりの取り組みを広め、つなげていくような、しくみづくりが必要である。また、区民の分別排出協力が不可欠なリサイクルについても、地域の連携が欠かせない。

そのためには、区民、流通・販売事業者、排出事業者、教育機関、NPO等の多様な主体がそれぞれの立場を理解しながら、継続してお互いの情報を交換することが効果的であり、そのような場の創出が求められる。区民が持つ生活の知恵、教育機関の持つ専門的な知識、企業の持つマーケティング力、NPO等が持つネットワーク等それぞれのノウハウを持ちよることで新たな可能性が生まれるだけでなく、各主体の異なるニーズをマッチングする中で、お互いにメリットを提供できることも期待される。

また、多様な地域性を持つ豊島区では、それぞれに分別排出の課題や、ごみ減量に向けた連携の可能性も異なる。一人ひとりの取り組みを地域の実情に合わせて結びつけていくためにも、取り組み状況や課題を共有し、方向性を話し合えることが重要である。

さらに、連携の場において、取り組みを実践する人材の育成がなされることも必要である。地域のキーパーソンや学生ボランティアといった人材が育成され、町会、商店会、大学、NPO等を結びつける役割を果たすことが望ましい。

区は、自発的な取り組みを支援するため、区民ひろば、小中学校、豊島リサイクルセンター、子ども家庭支援センター等の拠点を活用しつつ、情報提供やコーディネーターの役割を担うことが重要である。

3. 目標や指標による取り組みの推進

一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量や資源化率の目標は、区全体での指標であるため、一人ひとりの地道な取り組みが、ごみ減量にどの程度効果をもたらすのか実感されにくいというえ、資源化率については、区が集める資源回収量で算出するため、スーパーマーケットでの食品トレイの店頭回収など、事業者の自主的取り組みが反映されないことが課題である。

区民や事業者の取り組みを通じたごみ減量効果がこれまで以上に期待されており、目指すべき都市像にむかって全体目標を共有するだけでなく、区民や事業者一人ひとりが取り組める目標や指標が求められている。とりわけ「何をすればいいのか」「どの程度やればいいのか」「どのような効果があるのか」という点が明確にされることが望ましい。

そのため区は、費用面を含め、取り組み効果の見える化に努めるとともに、アンケート調査等により取り組み状況を把握しながら、区民や事業者との情報交換のなかで目標や指標を作り上げることが重要である。

おわりに

本審議会では平成23年9月12日、区長から「豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策について」諮問を受けてから、約2年間に亘り、計11回の審議会及び、資料の整理検討のため計4回の作業部会を開催し、十分な審議を行ってきた。この中では、多方面からの専門的な議論のみならず、区民生活に根差した議論や、豊島区の地域特性についての踏み込んだ議論もなされた。この結果を踏まえ、リデュース・リユース・リサイクルそれぞれについての具体的な施策の方向性として答申する。

区においては、今年度一般廃棄物処理基本計画の改定も控えていることから、本答申の趣旨を十分に踏まえ、計画において具体的な施策として反映されたい。

第4期豊島区リサイクル・清掃審議会 委員名簿
 (委員任期：平成23年9月12日～平成25年9月11日)

敬称略

	氏名	役職名
会長	松波 淳也	法政大学経済学部教授
会長代理	山田 正人	独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 廃棄物適正処理処分研究室室長
委員	藪田 雅弘	中央大学経済学部教授
	長澤 広幸 (H23.9.12～H25.6.4)	東京商工会議所豊島支部事務局長
	新保 邦彦 (H25.6.5～H25.9.11)	
	片岡 康子	株式会社東武百貨店池袋店店舗運営部顧客サービス部部长
	大関 房代 (H23.9.12～H24.4.25)	豊島区立池袋小学校校長
	坂本 晃治 (H24.4.26～H25.9.11)	
	青柳 文夫	株式会社ヨドセイ常務取締役営業部長
	瀬戸 康肇	太誠産業株式会社代表取締役
	磯 一昭	豊島区議会議員
	西山 陽介	豊島区議会議員
	儀武 さとる	豊島区議会議員
	永野 裕子	豊島区議会議員
	中村 丈一	豊島区町会連合会会長
	高埜 秀典	豊島区商店街連合会副会長
	鷺崎 智恵子	豊島区消費者団体連絡会会長
	亀井 一司	豊島区印刷関連産業団体協議会会長
	柳田 好史	特定非営利活動法人としまNPO推進協議会代表理事
	吉倉 英子	豊島区町会清掃担当者
	三原 真理子	公募委員
	関口 教和	公募委員
	勝呂 洋次	公募委員
	鈴木 公一	豊島区清掃環境部長
	是松 敏重 (H23.9.12～H24.4.25)	東京二十三区清掃一部事務組合豊島清掃工場長
木下 政孝 (H24.4.26～H25.6.4)		
浅川 勝男 (H25.6.5～H25.9.11)		

審議経過

○豊島区リサイクル・清掃審議会（会長：松波淳也）

第1回	平成23年 9月12日	諮問 など
第2回	平成23年11月17日	プラスチックの資源化について など
第3回	平成24年 1月19日	今後の生ごみ施策について など
第4回	平成24年 4月26日	紙類資源回収について など
第5回	平成24年 5月31日	施設等の視察 など
第6回	平成24年 7月26日	「金属・陶器・ガラスごみ」「粗大ごみ」の適正処理と資源化 など
第7回	平成24年11月 8日	中間まとめ案について など
第8回	平成25年 1月28日	リデュース・リユースの検討について など
第9回	平成25年 3月28日	リデュース・リユース推進のしくみについて など
第10回	平成25年 6月 5日	答申に向けた審議内容の整理について など
第11回	平成25年 9月 5日	答申 など

○豊島区リサイクル・清掃審議会 作業部会（部会長：藪田雅弘）

第1回	平成24年 6月21日	豊島区らしさと基本的考え方の整理 など
第2回	平成24年 8月23日	品目ごとの各主体の取り組みについて など
第3回	平成24年 9月27日	各主体の連携と目標・指標の共有について など
第4回	平成25年 2月26日	地域に合わせた具体的イメージの共有について など